

第 1 7 9 回 三重県都市計画審議会

議 事 録

平成 2 7 年 1 2 月 2 2 日

第 179 回 三重県都市計画審議会議事録

1. 開催日 平成 27 年 12 月 22 日 (火)
2. 開会時間 午後 1 時 30 分
3. 閉会時間 午後 2 時 50 分
4. 開催場所 アスト津 4 階 アストホール
5. 提出議案 ・ 第 1758 号議案 産業廃棄物処理施設の敷地の位置について
(伊賀市内 産業廃棄物処理施設)
6. 報告事項 ・ 「三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針 (案)」について
7. 出席員の議席番号及び氏名
 - 第 1 番委員 朝日 幸代
 - 第 2 番委員 村山 顕人
 - 第 4 番委員 柳川 貴子
 - 第 6 番委員 松田 弘子
 - 第 9 番委員 稲垣 路生 (代理出席 加藤 賢一)
 - 第 10 番委員 茅野 牧夫 (代理出席 深谷 亘)
 - 第 11 番委員 田辺 義貴 (代理出席 久保 浩昭)
 - 第 13 番委員 鈴木 昭久 (代理出席 河合 基晴)
 - 第 14 番委員 森元 良幸 (代理出席 谷合 敏伯)
 - 第 15 番委員 櫻井 義之
 - 第 17 番委員 芳野 正英
 - 第 18 番委員 廣 耕太郎
 - 第 19 番委員 岡野 恵美
 - 第 20 番委員 吉川 新
 - 第 21 番委員 村林 聡
 - 第 22 番委員 小林 正人
 - 第 24 番委員 飯田 徳昭
 - 第 25 番委員 川口 淳 (臨時委員)

第 179 回 三重県都市計画審議会

●事務局

委員の方がお揃いになりましたので、ただいまから第 179 回三重県都市計画審議会を開催いたします。私は本日司会を担当します、県土整備部住まいまちづくり担当次長の渡辺と申します。どうぞよろしくお願いいたします。委員の皆さまには年末のお忙しい中、ご出席をたまわりましてありがとうございます。

本日ご審議いただきます議案は、建築基準法の規定に基づき当審議会の議を経る必要のある、産業廃棄物処理施設の敷地の位置について議案、意見を伺います。

議案報告事項、三重県地震・津波被害低減に向けた都市計画指針の小委員会での検討状況について報告をさせていただきます。

続きまして、本日の資料について確認をさせていただきます。本日の資料といたしましては、手元にもお配りしておりますが事項書が 1 枚、青色 A4 サイズの議案書、これは事前配布をさせていただいたものでございます。そして、第 178 回三重県都市計画審議会議案の手続き状況につきまして 1 枚。そして本日、スクリーンで説明します画面をコピーした参考資料が 1 冊です。そして委員の名簿、三重県都市計画審議会の条例、そして審議会の審議状況でございます。

不足とかお忘れがございましたら、事務局の方にお申し出いただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、今回の審議会にご出席いただきました臨時委員のご紹介をさせていただきます。25 番委員、三重大学准教授の川口淳様でございます。

●25 番委員

川口でございます、どうぞよろしくお願いいたします。

(拍手)

●事務局

川口さんには昨年度から当審議会条例第 3 条第 2 項に基づく臨時委員として、三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針の小委員会に参加いただき、調査・審議をしております。本日、当指針の検討状況についてご報告いただくこととなっております。委員の紹介は以上でございます。

それでは、朝日会長には当審議会条例第 6 条の規定によりまして、議長席へ移動していただき、これから先の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

●議長

それでは、ただいまから第 179 回三重県都市計画審議会を開会いたします。委員の皆さまには何かとご多忙中の中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

会議の議長を務めさせていただきますので、議事進行につきましては委員の皆さまのご協力をお願いいたします。

本審議会の議事録の署名者 2 名を、三重県都市計画審議会運営要綱第 10 条の規定により、議長から指名させていただきます。

第 6 番委員、松田委員、第 4 番委員、柳川委員のお 2 人に署名委員をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

それでは、本日出席されています委員の人数につきまして、事務局より報告をお願いし

ます。

●事務局

総人数 24 名のうち、委任状の提出のありました者を含めまして、17 名のご出席をいただいております。

●議長

ただいま報告がありましたとおり、出席されています委員の人数が委員総数の 2 分の 1 以上でございますので、三重県都市計画審議会条例第 6 条第 2 項の規定により、本審議会は成立いたしました。

議案の審議に入る前に、まず審議の公開についてご審議いただきたいと存じます。

三重県都市計画審議会運営要綱第 8 条第 1 項では、非公開とできる場合を規定していますが、今回、ご審議いただきます議案につきましては非公開とできる場合に該当しないため、公開いたしたいと存じますがいかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

●議長

異議はないようですので、公開することと決定いたします。

それでは本日の傍聴人につきまして、事務局より報告願います。

●事務局

本日は一般傍聴者の方が 9 名、報道機関の方が 1 名、合わせて 10 名来られております。

●議長

それでは、傍聴者に入場していただきます。しばらくお待ちください。

(傍聴者入場)

●議長

それでは、傍聴に際しまして、傍聴の方々に注意事項をご説明いたします。傍聴者の方々におかれましては、お配りしました傍聴要領に従っていただきますようお願いいたします。なお、この規定に違反した時は注意し、またこれに従わない時は退場していただく場合がありますのでご了承願います。

それでは、審議に入りたいと存じます。議案の審議に先立ちまして、前回の第 178 回都市計画審議会に関する報告があるようですので、事務局から報告をお願いします。

●事務局

お手元の資料、第 178 回三重県都市計画審議会議案の手続き状況のご資料をご覧くださいませでしょうか。

議案名、1756 号議案ですが仮称です、都市計画道路、鈴鹿亀山道路の概略案の決定ということで前回審議いただきまして、平成 27 年 10 月 30 日に決定をしているところです。

続きまして、第 1757 号議案、同じく鈴鹿亀山道路の環境影響評価方法書(案)についてですが、これにつきましては平成 27 年 11 月 2 日に決定しております。以上です。

●議長

以上の項目についてご質問等ございませんか。それでは、議案の審議に入りたいと存じます。

さて、本日ご審議いただきます議案は 1 議案でございます。

それでは、第 1758 号議案、産業廃棄物処理施設の敷地の位置について、事務局から説

明をお願いします。

●事務局

建築開発課の吉村と申します。よろしくお願ひいたします。第 1758 号議案につきましては、建築基準法を所管します、特定行政庁、三重県知事としまして付議する議案でございますので、担当いたします建築開発課からご説明申し上げます。

本日、ご審議いただきますのは建築基準法第 51 条ただし書きの規定に基づき、特定行政庁である三重県知事から付議させていただきました。産業廃棄物処理施設の敷地の位置についてでございます。

まず、初めに、建築基準法第 51 条と都市計画審議会の位置づけについて、概略を説明させていただきます。スクリーンをご覧ください。建築基準法第 51 条では、都市計画区域内においては卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ新築し又は増築してはならないと規定されています。

しかし、同条のただし書きにおきまして、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りではないと規定されています。

その他、政令で定める処理施設とは、建築基準法施行令第 130 条の 2 の 2 で定められた施設で、廃棄物処理法施行令に定められたごみ処理施設や産業廃棄物の処理施設等が該当します。

本日は、その他政令で定める処理施設に該当する産業廃棄物処理施設について、建築基準法第 51 条ただし書きの規定に基づく許可申請が提出されましたことから、特定行政庁であります三重県が許可をするにあたり、当審議会においてご審議いただくものでございます。

ここで、建築基準法第 51 条ただし書きの許可の流れについてご説明いたします。

まず、申請者が受付窓口であります市町に許可申請を提出し、市町が意見書をつけて県に送付いたします。県では書類審査、現場確認等を行い、その敷地の位置が都市計画上支障ないと判断した場合には、都市計画審議会に付議いたします。都市計画審議会において異議がなければ県が許可する、という流れになっております。

なお、県の都市計画審議会が扱うのは産業廃棄物処理施設のみでありまして、画面の下端で示しています産業廃棄物処理施設以外の施設は市町の都市計画審議会で審議されます。

それでは申請地について概要を説明いたします。

申請施設の概要でございますが、この施設は株式会社西條から申請されたもので、がれき類の破碎を行う産業廃棄物処理施設となっております。施設の位置については伊賀市中友生で、こちらは上野都市計画区域内に位置しております。敷地面積は 14686.96 平方メートルであります。申請施設である破碎施設の処理能力は 1 日あたり 179.2 トンです。がれき類の破碎施設で 1 日あたりの処理能力が 5 トンを超えますので、建築基準法第 51 条ただし書きにおける許可が必要となります。

こちらは、伊賀市の都市計画区域を示したものです。青色の破線で囲まれた部分が伊賀市の行政区域、赤色で示した部分が申請地を含む周辺区域を示してございます。

伊賀市内には 4 つの都市計画区域がございまして、申請地は上野都市計画区域の中央部、東側に位置しております。

こちらは、位置図ですが、地図で赤色で示してあるところが申請地になってございます。申請地は名阪国道の友生インターチェンジから約 2.4 キロメートルの距離に位置しており

まして、申請地周辺は田畑に囲まれております。少し東に中友生地区という集落がございます。また、友生インターチェンジ近くには三重県の伊賀庁舎、申請地の南側1キロメートルほどのところにゆめが丘という住宅地、友生小学校がございます。

こちらは施設の配置図で、申請地では現在、申請者であります株式会社西條が平成4年に開発許可を得まして、平成5年から生コンクリートプラント工場として立地しており、敷地南側に生コンクリートプラント等の製造施設が設置されております。今回、同一敷地内の中央部に新たに破砕機を設置する計画で、周辺には車両待機スペースや処理前の産業廃棄物置場、処理後の製品置場が設けられることとなっております。

以上が、本申請の概要になります。

ここからは本申請における今回設置いたします、産業廃棄物処理施設の位置について都市計画上支障がないかということにつきまして、①から⑦までの観点でその妥当性を判断させていただいておりますので、説明をさせていただきます。

まず、上位関連計画との妥当性ですが、申請地は上野都市計画区域のうち市街化調整区域であり、伊賀市都市マスタープランにおきましては農住ゾーンに位置づけされており、工業系の位置づけとはなっておりません。

しかしながら、伊賀市では、伊賀市都市計画審議会におきまして、平成26年3月28日に『工業系の土地利用を行っている敷地や、工場用地など、「工業用途」として既に開発許可を取得した土地で、「敷地の拡張が行われぬ」かつ「生活環境に新たに与える影響が小さいもの」は、都市マスタープランの工業用地相当として認める』との方針を定めております。そして、本申請地を伊賀市都市計画審議会におきまして、平成27年8月19日に審議しました結果、「敷地の位置は妥当である」との判断がされておりますので、伊賀市マスタープランにおきまして支障がないものとなっております。

続きまして、周辺建物の状況について説明いたします。申請地の周辺の住宅の立地状況ですが、最寄りの住宅地が東側約213メートルのところに位置しております。また、教育施設の立地状況ですが、最寄りのもので南側、約1137メートルのところに友生小学校がございます。

以上のことから、伊賀市マスタープランにおきまして支障がなく、住宅地や教育施設からも距離を有していることから、土地利用上妥当であると判断いたしました。

次に、施設計画について説明いたします。今回設置します破砕施設の処理能力が1日あたり179.2トンであり、がれき類、コンクリートくずを1月あたり700t破砕する計画としております。ここで、今回の破砕施設で処理されます産業廃棄物の種類について、ご説明いたします。がれき類とは、建築物や道路などの工作物の新築、改築又は除去に伴いまして生じたコンクリートの破片などを言いまして、がれき類の破砕施設で処理能力が1日あたり5tを超えるものは、建築基準法第51条ただし書き許可の対象となります。コンクリートくずとは、製造工場などから排出されます不良品のコンクリート製品等であり、これらの破砕施設につきましては、建築基準法第51条ただし書き許可の対象外となっております。

破砕施設の作業工程についてご説明いたします。まず、がれき類、コンクリートくずで大きいかたまりは投入できる大きさにしたうえで、原料ホッパに投入し、破砕機で破砕され磁選機において金属と選別されます。金属につきましては一時保管し、最終的に金属回収業者に販売されます。破砕後のがれき類、コンクリートくずは一時保管し、再生路盤材（砕石）として土木、建築業者に販売されることとなっております。

施設配置図です。先ほどもご説明いたしました、同一敷地内の中央部に破砕機を設置しまして、周辺には車両待機スペースや処理前の産業廃棄物置場、処理後の製品置場とい

った各スペースが設けられます。

以上のことから処理に必要な施設を有しており、また、必要十分な各スペースが確保されていることから、施設計画は妥当であると判断いたしました。

次に、事業計画についてご説明いたします。作業時間につきましては、月曜日から土曜日までの週6日間作業としており、8時半から17時までとしております。そのうち破碎機の稼働時間は9時から16時までとしており、作業員は破碎機の運転とバックホー操作の2名を予定しております。安全対策につきましては、敷地内への一般の方々の出入りを禁止するため、場内出入り口等にセキュリティシステムが作動しております。また出入り口付近に管理事務所があり、出入り車両も随時確認できます。

以上のことから、作業時間、作業体制につきまして周辺への影響において問題はなく、安全対策も図られているため、事業計画は妥当であると判断いたしました。

次に、周辺環境に関する影響についてご説明いたします。まず、粉じんについてですが、破碎機のベルトコンベア部分に散水装置が設置されておまして、粉じんを防止しております。また、乾燥時期にはホースより適時散水を行います。

騒音、振動につきましては破碎機の試験運転を行い、破碎機に最も近接した敷地境界線上で実測しましたところ、三重県生活環境の保全に関する条例施行規則で定める基準値に適合しております。測定点につきましては次のスライドにてご説明いたします。

また、取り扱う廃棄物はがれき類、コンクリートくずのみであり、腐敗性のある物は取り扱わないため、悪臭の発生のおそれはございません。

敷地内で発生した雨水等はすべて構内の水路を通じ、敷地内の南側にあります沈砂池に集まり、いったん土砂を堆積させたのち、貯留水のみ流下させます。

なお、作業に伴って発生する水は別のマスにて貯留、ろ過のうえ、再生水として車両洗浄等に再利用するものとなっております。

さきほどご説明しました騒音、振動の測定点はこちらとなっております。沈砂池の位置についてはこちらとなっております。

以上のことから、周辺環境に与える影響は少なく妥当であると判断いたしました。

次に搬出、搬入路についてご説明いたします。画面上では搬入経路を赤色の矢印で、搬出経路を青色の矢印で表示しております。

申請地は名阪国道の友生インターチェンジから約2.4キロメートルの輸送の利便性が高い地域に位置しておりまして、搬入路は友生インターチェンジから主要地方道上野大山田線を東へ約1.9キロメートル進み、県道依那具荒木線を南へ約400メートル、申請地への進入路であります伊賀市道を東へ約50m進むこととなっております、その逆経路で搬出されます。

搬出搬入車両は10トン、4トントラックで搬出69台（1日辺り）で、搬入92台の計161台でありまして、本計画によりまして搬出8台、搬入8台、計16台の増加を、合計177台を予定をしております。搬出搬入路の主要地方道上野大山田線は幅員約12メートル、県道依那具荒木線は幅員約8.5メートルで、いずれも2車線の道路となっております。搬出搬入路の伊賀市道は幅員約4メートルであり、申請地に至るまでに待避所が2ヶ所設けられております。詳細は、のちほどご説明いたします。なお、搬出搬入路の県道及び市道は通学路になっておらず、進入路の伊賀市道は本申請地への出入り車両以外の通行はほとんどございません。

緑色の線が申請地でございまして、伊賀市道の幅員は約4メートルですが、画面のとおり待避所が2ヶ所設置されてございます。待避所の写真をご覧ください。待避所①と市道の搬入口で、奥の方に生コンクリートプラントが見えております。

次に待避所①と県道への搬出口でございます。

それから申請地側から見た待避所②でございます。

以上のことから、搬出搬入路におきまして周辺交通に対する影響は少なく、妥当であると判断いたしました。

次に、関係機関との協議状況についてご説明いたします。環境部局との協議につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可に向けまして、建築基準法第 51 条ただし書き許可と並行して、手続きが進められております。

また、開発部局との協議につきましては、都市計画法第 42 条第 1 項ただし書きの規定による用途の変更の許可に向けまして協議が行われております。

次に、地元との協議状況についてご説明いたします。当申請地が存します中友生地区の住民の方々に対しまして、平成 27 年 3 月 24 日に事業計画の説明が行われており、反対の意見は出てございません。また、伊賀市からも敷地の位置は都市計画上支障が無い旨のご意見をいただいております。

以上、①から⑦までの観点につきまして妥当と判断いたしましたので、当該施設の敷地につきましては都市計画上支障がないと認められるものでございます。スクリーンを用いた説明は以上でございます。

続きまして、配布資料の説明をさせていただきます。

青色の議案書によります、1758 の 1 ページから 3 ページにかけましては、当該処理施設の概要と都市計画上支障が無いと判断する理由を記しております。A3 のほうの 1758 の 4 ページは位置図、1758 の 5 ページは付近見取図、1758 の 6 ページは計画図、施設配置図、1758 の 7 ページは搬入・搬出経路図となっております。いずれもスクリーンでご説明した内容と同じ内容となっております。

以上で第 1758 号議案の説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

●議長

議案の説明は以上でございますが、ご質問、ご意見がございましたらご発言をお願いします。

それでは 19 番の岡野恵美委員、お願いいたします。

●19 番委員

失礼します。今、生コンのプラントがある所に新しく破碎施設を作るということで、聞き、反対の意見もないということで伺いましたが、今、現在地はどういった状況になっているのかということと、それから住民の皆さんのご意見はどういったようなことが、反対の意見は無いと仰っていましたが、どういったご心配があるのかということ、それから業者の説明でも、業者と今まで住民とのトラブルとか何らかの問題を起こしたことがあるのかどうかについて教えてください。

●議長

以上 3 点のご質問がございましたが、事務局のほうご説明をお願いします。

●事務局

まず、現在地につきましては議案書にも書かせていただきましたように、平成 5 年から生コンクリートプラントの工場が立地されておまして、平成 4 年に開発許可を取得したものと伺っております。それと、中友生地区の住民、地元説明会の内容でございますが、今年の 3 月 24 日に会社側のほうから地元のほうにご説明をいたしまして、お聞きしているところでは、その中で質問あるいは意見が住民の方々から出されたというふうに聞いて

ございます。例えば「騒音計測の結果が基準の上限の 60 デシベルということでございましたが、実際、機械を動かしたらこの数値を超えるのではないか」というようなご質問をいただいております、「会社側のほうからは騒音、振動計測につきましては、破碎機を実際に試験運転をし計測した値でございますので、これを超えることは無いと考えておりますが、今後、皆さまに苦情が出た場合には防音ブロックを設置するなどの方法で対応させていただきます」というような回答が返されております。

それから、「土曜日にも機械を動かす計画の業務が、土日は稼働しない方向で考えてもらえないだろうか」というような意見が住民の方々から出たと聞いておりますが、「会社側からは月 2 回、土曜日は会社も休んでいるということで、実質稼働は週 3 日程度で十分処理できると考えておりますので、土曜はできるだけ稼働しないようにする」というようなこと、あるいは、稼働時間につきましては「9 時から 4 時までを守ってもらえるのでしょうか」ということで住民の方から意見が出されたんですが、「会社側としましては 9 時から 4 時までという約束は厳守する」というような答えをいただいております。

そういった質問や意見が住民の方々が出されたということでございますが、地域からの反対はない、という事業者からの報告をいただいております。

●19 番委員

この会社が今まで住民とのトラブルとか、そういうのを起こしたことがあるんでしょうかというご質問はいかがでしょうか。

●事務局

特にそういったことは、聞いてございません。

●19 番委員

近隣の住民の方にご意見を伺ったということなんですけれども、排水の関係で雨水が一時貯留されて下流に流れると思うんですけれども、そういったことに対する心配は大丈夫でしょうか。

●事務局

この沈砂池への流入は雨水等ということであり、作業等で発生した汚水は、別マスにて貯留、ろ過したうえ、車両洗浄等に再使用するとなっております。

●議長

それによって大丈夫だということによろしいでしょうか。

●事務局

貯留した上水のみを流下させるということで聞いてございますので、大丈夫かと思いません。

●19 番委員

分かりにくい事務局からの回答ですけれども、取り立てて、それほど住民とのトラブルであったり、そういうことは無いというふうに受け止めさせていただきます。

●議長

他にご意見、ご質問等ございますでしょうか。22 番委員、小林委員。

●22 番委員

先ほど事務局さんのほうからお答えいただいたんですけれども、周辺環境に関する影響の可能性というところで、騒音、振動の基準値に適合していると書いてありますけれども、その一定のレベルでという形で限界があって、騒音、振動、どれぐらいのところかというのを、先程そういう声もありまして防音ブロックとか聞くと同じなんですけど、測定していただいた時にどれだけのレベルっていうのをもう少し教えていただきたいというふうに思います。

●議長

事務局、お願いします。

●事務局

レベルにつきましては、議案書のほうでも触れさせていただいておるんですけれども、まず実測値が騒音が 60 デシベル、振動が 43 デシベルでございまして、基準値は三重県の条例施行規則の基準値として騒音が 60 デシベル、振動が 65 デシベルということでございまして、騒音は基準値と同じ、振動につきましては基準値以下という状況となっております。

●22 番委員

振動については低いが、騒音は同じということですね。分かりました。

●事務局

振動につきましては 65 デシベルが基準値でございまして、若干余裕があるものです。

●22 番委員

分かりました。以上です。

●議長

他にご質問、ご意見ございましたらご発言をお願いします。

それでは、ご意見が無いようですので原案が適切であると判断することについて、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

●議長

それではご異議がありませんので、第 1758 号議案、産業廃棄物処理施設の敷地の位置については、原案が適切であると判断いたします。本日付議されました第 1758 号議案につきましては、特定行政庁、三重県知事に原案どおり答申いたします。

続きまして、報告事項に入ります。三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針(案)について、小委員会を代表して川口委員と村山委員に報告をお願いします。

●25 番委員

冒頭にご紹介いただきました、委員の川口と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。私からは手元の参考資料と、それから前に投影させていただきました同じですけれども、パワーポイントにつきましては、冒頭にご説明をさせていただこうと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

余計なことですけれども、最初にまず申し上げたいんですけれども、私はもともと建築が専門でございましたけれども、最近は災害を取り扱うということが専門になっておりまして、今回、この審議会の臨時委員として出席させていただいておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

まずですね、本、三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針の一番最初の入り口でございまして。これはもう、とりもなおさず皆さまがすでにご存知のとおり、東日本大震災で、ひどい被害を受けた東北地方を教訓といたしまして、今までの都市計画のあり方を一旦、その災害のフィルターを一緒にかけて見てみるべきではないか、というところがモチベーションになってございます。

まず最初にこちらにお示しさせていただいておりますのは、平成 26 年 3 月に三重県より公表していただきました、南海トラフ地震における被害想定調査結果でございまして。私もこの被害想定調査をやらさせていただいたメンバーの一人でございます。

ご案内のとおり、東日本大震災の経験を受けてですね、全般的には南海トラフの被害想定っていうのはインフレ傾向にございます。ここに指し示してございますのは、2つのレベルの原則で調査結果が示されております。1つは過去最大クラス、もう1つは理論上最大クラス。簡単に言いますと、理論上最大はこれに先立ちまして2012年に国が公表いたしました、南海トラフ巨大地震をベースにした想定、それにほぼ寄り添う形で震源範囲を設定いたしまして、この想定とほぼ同じもので、この結果は三重県独自の詳しいデータを使って設定をさせていただいております。

2つ目の過去最大クラスにつきましては、これは東海地方のオリジナルでございまして、国はこれと震源は点を上にはおりませんが、東海地方の静岡、愛知、名古屋、三重で採用いたしております、過去の地震の重ね合わせということを行いまして、想定を作らせていただいております。これをご覧になりますとお分かりのように、左側は人的被害、右側は建物の倒壊戸数というようなものがそれぞれのリスク、ハザードに応じて掲げてあります。上から地震の揺れ、それから液状化、津波、それから急傾斜等の山がけ崩れというようなもの、それから最後に火災がありまして、一番下に合計がございまして。

これをご覧いただくとお分かりになりますように、地震の揺れ、それから津波による甚大な被害がいずれの想定でも見込まれる、ということがよくお分かりいただけるのではないかとこのように思います。それを図示いたしましたものがこちらにございまして、向かって左側が過去最大クラス、右側が理論上最大クラスになります。色分けで火災はどちらも同じなんですけれども、右に行きますとバスケットが、グレードが1つ高くなっているのがお分かりいただけると思います。右に行きますと理論上最大となりますオレンジ色が非常に沿岸部に多くて、左側がその該当するエリアが震度6弱、というような1段階想定ステージが違う想定になる、ということがお分かりいただけると思います。全般的に言いますと平野部で、ここに平野部で強い揺れが見込まれるということがお分かりいただけると思います。

もう1つはそれをもとにですね、津波の想定をやっております。津波につきましてもいろいろな津波の震源域の設定がございまして、地域に一番被害を起こす津波という、国はそんな11種類の統計をやられているんですけども、三重県地域でもその被害が大きい所を取り出して、大きなものをここにいくつか図示いたしております。

左側が過去最大クラス、右側が理論上最大クラスで、それぞれその中のどれくらいのエリアに、浸水深と申しますけれども、地盤の上に何メートルぐらい津波が浸水するかという高さで示されているのが左側の絵で、右側は到達時間を示しております。到達時間は30センチ到達するのに何分かかるといって絵で示させていただいております。

沿岸部はいずれにしても浸水の予測がされておりますし、それから予想到達時間につきましても、志摩半島より南側については比較的早い到達時間、それから伊勢湾内部については比較的遅い到達時間、それから浸水深ということになりますと外海が浸水深が大きく、ちょっと狭くて見にくいんですけども、浸水深が大きく、伊勢湾内は浸水深が小さい。大きく分けてこういう傾向が出てくるというふうに思います。

さて、この我々が直面している大きなハザードに対して施策を講じていかなければいけないんですけども、大きく分けてハード対策とソフト対策というのがございます。ハード対策は皆さんご承知のとおり、税金を投入して防護施設を作っていきたい、こちらに書いてございますように防護施設を作っていきたい。あるいは道路、緊急輸送路を整備したりと、あるいは避難施設を整備したりというようなことが基本的な方針、ハード施設整備であります。

ソフト対策につきましては2つここに分かれてございまして、1つは被害低減に寄与する

施策と、例えばここにありますように、ちゃんと避難ができるような教育をしていこう、というようなことであるとか、あるいは耐震、耐浪構造化を推進するための施策を打っていく、というようなこともこれに含まれ、これもソフト対策の1つに含まれます。

最後に、この指針につながる事柄でございますけれども、いわゆる対策が必要な対象を減らしていくと、これは簡単に言いますと危ないところにあまり住まないようにしましょう、あるいは、危ないところに施設を作らないようにしましょう、というような施策でございまして、まさに都市計画的手法と言えるというふうに思います。

私どもは、私もそうなんですけれども、いろいろ発展途上国なんかも支援しているいろいろやっていますけども、実は発展途上国で防災対策と言いますと、実はこの1番右のことを主に指し示すということが常識でございまして、危ないところに住んではいけないというのが防災だという、我々はなかなかすべてそこまでは言えないんですけども、例えば南米とかそういうところでありまして、1番良い防災対策だ、というふうに言い切る方も沢山いるようなところでございます。我々は日本ですので、この3つを重ね合わせてやっていくということになるだろうと思います。

最後に私からの説明は、そういったことを踏まえますと地理的特性分類、三重県の中でえいやーとやってみております。これは我々研究ベースで今も進めているところでございますが、大きく分けてこれからお示しするように5つぐらいの特徴があるのだろう、というふうに考えております。これは地理的特徴に被害想定調査結果を重ね合わせて、特徴を分類をしています。

まず、一番左にあります伊勢湾岸地区という話題からいきますと、この絵はですね、ここに出てくる地域は市全域を例えば見ております。市全域の中にですね、市街化された地域であるとかそういう部分が存在していて、それで真ん中に曲線で書いてございますのは例えば、これが津波の浸水エリアを指し示している。こうなりますと例えば地域全域に山があり平地があり、海があつて、そこに市街化された地域があつて、調整区域ももちろんありますし、優良農地みたいなところもありますけれども、その市街化された地域と優良農地の一部分に津波の被害を受けるような、これが代表的な伊勢湾内の沿岸部に位置する地区の1つの特徴であることを指し示しております。

次は中南部より南のリアス式海岸地区、熊野灘沿岸のリアス式海岸地区で、こちらはですね、山が海に迫っておりまして、それから浸水する市街化された地域のエリアが大きくなる、イメージとしてもお分かりいただけるかなというふうに思います。

そして次のページの1番左でありますけれども、これは七里御浜地区と書いてございますけれども、イメージとしてはリアスなどは七里御浜に出たエリアにありまして、最初にお示した伊勢湾岸地区と似てるんですけども、比較的平地が狭いということと、この絵には表現できておりませんが津波の到達時間が圧倒的に早い、ということがこの地区の特徴であります。

それから、その次の真ん中の絵でございまして、北勢地域にございまして、これは地域全体が浸水想定区域になっているようなところがあつて、この絵でいきますと左右が曲線、あるいは海に囲まれているような地域を指し示しております。

最後に、津波の到達が考えられない内陸地域というところらへんにも、分類の1つとして挙げられるんじゃないかと、こういうところをベースに今後、防災対策を都市計画的視点からやっていくにはどうしたらいいの、ということをお小委員会でやらせていただいているところでございます。私の冒頭の説明は、以上でございます。

●議長

引き続き、村山委員からご説明をよろしくお願いたします。

●2 番委員

同じく小委員会の村山でございます。今、川口委員からご説明いただきましたような被害想定をベースにしてですね、これから都市計画としてどのような指針をもって、やっていけばいいのかということを議論しています。その検討状況について、報告させていただきたいと思います。

前回、第178回の都市計画審議会の場合においてもですね、この指針案の要旨を説明させていただきました。その後、三重県と、それから県内の各市町との意見交換などありまして、11月20日に第5回の小委員会を開催しております。

本日は時間も限られておりますので、策定している指針から主要なポイントとなる内容を報告させていただきたいと思います。

それでは、具体的内容に入らせていただきます。まずこれがですね、指針の構成でありまして、第1章の指針の主旨、第2章の基本的な考え方、そして第3章にてこれは県の都市マスタープランを改定したり、各市町で都市計画マスタープランを見直していく際にその範囲を含め、これはまとめてやります。

まず、第1章の指針の主旨でありますけれども、三重県では今ご説明がありましたとおり南海トラフ地震等の切迫感が高まり、地震・津波災害への備えは急務でございます。それから先ほどもありましたように、防災施設整備による地震・津波対策には限界がありますので、都市計画、つまり事業計画や施設配置計画においてこれに対応していくということが求められております。そのため、こういった指針を都市計画として考えていくということでもあります。地震・津波リスクの低い場所へ市街地を誘導するなど、これまであまり積極的に実践してこなかった対応が求められている、そういったことが前向きに求められている。それで目的としましては3つありますけれども、南海トラフ地震や内陸の直下型地震に対して、その被害の低減に向けた都市計画の基本的な考え方を示しています。

次に、三重県都市マスタープランへの反映、都市計画区域ごとに地震・津波被害低減に向けた都市計画の方針を定める。

そして第3に、市町のマスタープランなどを策定するにあたり、各市町の地理的特性に応じて、地震・津波に対する都市計画としての対応を検討する際に活用すること。

以上を目的と設定しまして、指針を作っております。

これが基本的な考え方で、第2章におけるものでありますが、これは目標と取組期間について解説したいと思います。短期的な、10年以内に実施すること、それから20年ぐらいを目標に中期的にやっていく、そして50年後の長期にわたって考えていくこととなっております。

50年先と言いますとこれからだいぶ先なんですけれども、これは建物や構造物がですね、作ってからどのぐらい経って耐えられるか、作り直されるかということを考えますとやはり50年くらいだと、つまり街が変わっていくには50年くらいが期限ということで、街を変えていくためには50年後の長期ビジョン、これはランドデザインと言いますが、これをある程度見据えたうえで今取り組むべきことをやらなければいけない、ということで中・長期的な取組としましては、概ね50年先の目指すべき将来像である、いわゆるランドデザインを検討して、その実現に向けて中期の取組、その効果が実現するまでに一定の時間を要する取組を積み重ねていく。

一方で地震がいつ起こるか分かりませんので、短期的には人命を守るための取組を優先的に講じていく、ということにしております。ですので、50年後の長期的目標はとにかく安全で快適な都市づくり、そしてなるべく多くの人々が安全なところに住めるよう都市構造を作っていこう、ということですが、それに向けて中期的な取組としてですね、都市

計画法に基づく様々な手段を用いながら都市構造を誘導していくわけですが、短期的には避難施設計画ですとか、それから被害想定をきちっと地域の皆さんに見せていく、などの取組ももちろんやっています。このように非常に短期的なものから長期的なものまで考えております。

続いて、まだ基本的な考え方ですけれども、財政が限られておりますのでいわゆるハード対策、防災関連施設の整備だけではすべての市街地を地震・津波被害から、災害から守ることは困難でございます。ですので、ハード対策に加えて2つのソフト対策を効果的に組み合わせて実施することで、施策の費用を抑えながら目標とする取組期間、段階から各目標を達成することを目指したいというふうに思います。例えば主要な駅ですとか、市役所とか町役場、あるいは拠点道路、こういったものは特に守らなければいけませんから、こういうものはなるべくハード対策によって守っていくことを考えて、それでその他のものにつきましてはそのうえでというふうなんですけれども、財源が限られていることも考えてこういったソフト対策も併せて考えていきたい、こういった考え方をしております。

続いて3章、都市計画マスタープランへの反映手順についてなんですけれども、これは実際都市計画を担当している職員の方、あるいは一緒にマスタープランを作るコンサルタントの方が各市町の状況に応じて、様々な判断、選択をしていくための手がかりとなるような手順を示したものです。実際の被害、それから地域の地形の状況とか土地利用、建物の状況は市町により大きく異なりますので、最終的には市町でとにかく判断、選択をして都市計画マスタープランのイメージ化を図っていく必要がありますけれども、ただ、何もガイドラインがないとですね、そこはなかなかうまくいきませんのでこうしたフローで手順を示しております。

まずは検討体制の構築。続いて、現状把握ということで地震・津波リスク、それから防災避難施設の状況、それから土地利用や建物などもそうですが、そういったものの現状把握をしていきます。その場合の地理的特性別の課題分析ということで、その市町がどこにあるかという様々な被害が違ってまいりますので、その分析です。その後、その市町において施策を検討すべき区域、これを判断していきます。ここは難しいところは、場合によっては、当該自治体ほぼ全域が何らかの被害をこうむるものということで、その時全部を対策しなければいけないかというところですね、非常に気が遠くなるわけですが、かと言って全部をいっぺんに指定するわけにもいきませんし、優先度が高いところから今の施策を実施することになりますので、上手く目標レベルを、あとで少し詳しく説明しますが、目標とする水準を少し調整することによって現実的な施策を取っていく。

そのために、とにかくどこで様々な施策を検討すべきなのか、という区域を設定することが大切です。その後ですね、将来都市構造の再編シナリオということで土地利用、施設配置で構成されます将来都市構造の再編シナリオを選択していく、という安全策がございます。その再編シナリオの実現に向けた施策等の抽出を行って、それを都市計画のスタートラインとしていく。今日は減災に関わる経緯を書いていますけれども、実際の都市マスタープランってというのはこの減災の他にもですね、景観のことですとか交通のこと、様々な都市の物的関係に関わる様々な分野にも統合された計画でありますので、これだけではないのですが、少なくとも減災分野についてはそういう手順で考えて、まとめて都市マスタープランに反映していくということです。

それぞれのステップについて、より詳しくご説明したいと思います。まず特に市町の判断のつくものが地震・津波リスクが高い地域、優先的に施策を検討すべき区域、これは検討対象区域と呼んでいます。これを設定することです。これは繰り返しますが、市町によって想定される被害は異なりますので、その基準値を調整していくことに

なります。

検討対象区域を設定するにあたってですね、①から⑤までの様々な被害想定を考えています。まずは、これは例ですけれども、現状よりリスクの高い場所についてはこの図を参考にしまして、検討対象区域を設定します。手順としましては、南海トラフ地震における理論上最大クラス、それから内陸直下型地震の重ね合わせ、これは非常に大きな、理論的に考えられる一番大きな地震に対して、それを見た時に震度がどうなるかという検討から始めまして、上手く都市構造を構築できるよう、段階的にリスクを受容しながら区域を設定するというところでございます。

これは非常に理解するのが難しいかと思うんですけれども、これはまず揺れですので問題となるのが昭和 56 年より前に建てられた、地震にあまり強くない建物が多く密集している区域。ある市町ですね、例えばそういった古い建物が密集していて万が一地震が起こって揺れると、倒壊が多発して火災が発生するような町があるとします。なるべくそういう所をすべて解消できるといいわけです。理論上最大クラスの地震を想定して、そういった区域を対象にその他の施策を打って、安全な都市を構築できるならば、この理論上最大クラスの被害想定を前提とした検討対象区域を設定することといたします。

ただ市町によってはそういう区域があまりにも広すぎるということで、それに全部対策を打つことは難しいかもしれません。その場合は理論上最大クラスじゃなくて過去最大クラスというふうに、少し地震の強さを弱めて、それによって被害をこうむる場所を特定して、そこに対して建物の耐震化や市街地の対象区域での施策を、つまり理想的にはもちろん、理論上最大クラスの地震に対応することがより望ましい見解なんですけど、理想的なんですけれども、現実的に手に負えない範囲がありますとこれは選択の自由もありませんので、その場合はよりどこを一番優先的に考えるために地震のクラスを下げてですね、それによって被害をこうむってしまう所に対する施策を行う。こういう考え方を検討しております。

続いてこれは土地の液状化ですけれども、これも同様に検討対象区域というのを設定しております。まずは理論上最大クラスと直下型地震、併発によってですね、そこで液状化危険度が高いところで対策を打って、安全な都市を構築しようということでもありますけども、これも同様に、あまりにも液状化する範囲が広すぎると何も有効な対策が打てませんので、その場合には1つランクを落として過去最大クラス、この地震を前提としまして検討対象区域を設定していくということになっております。

続いてこれは津波検討対象、これも理論上最大クラスの地震・津波での検討対象としまして、その都市の規模に応じて検討対象区域を設定していくということでもあります。当該市町において津波で被害をこうむりうる駅であるとか、小さければ理論上最大クラスの浸水範囲を前提として対策を打つことができますけれども、非常に浸水範囲が広い場合はなかなか全部は対応できませんので、より小さな地震を前提として、そしてできるところで対策を講じていくということでもあります。その場合も、上手くハード施策とソフト施策を組み合わせる等行っていきたい。

それから急傾斜地等の崖崩れですね、こういったことについてもこのようなことで検討対象区域を設定すると。

火災についても同様でございます。

このようにして、5つの異なる災害に対して、上手く自治体が対応可能な範囲で、施策を講じていくための検討対象区域というのを設定していくのが最終の目的でございます。

その後、設定した検討対象区域を踏まえまして、地震・津波被害を低減するために概ね50年後の将来像、都市のランドデザインを考え、それを見据えて都市構造の再編シナリ

オを選択していきます。再編にあたっては地震・津波リスクの低い場所で居住系、公共系の施設をなるべく誘導、ということを検討しています。

ここで最終的には集約型シナリオ、移転型シナリオ、現状維持型シナリオというのを考えていきます。実は、理想的には集約型シナリオができれば最も一番良いわけですが、なかなかそうもいかないのが他のシナリオもなるべく。まずは良好な市街地を検討対象区域以外で形成可能か、これが検討対象区域という何らかの被害がある、もちろん対策もするんですが、もしそのエリアの外で良好で安全な市街地を作ることができるのであれば、土地利用の現状を維持するのではなく、なるべく安全な場所に人が住むようにしたいということでもありますので、ここで分岐点がございます。

もし、市街地が片方は海で片方が山で非常に限られていて、津波が来てしまう。そういう場所では実は、当該自治体の範囲の中でなかなか安全市街地を作ることができませんので、土地利用としては現状維持にしたうえでなるべく、津波の被害を防御するようなハード施策を打っていくということがシナリオになると。

ただ、自治体の中ではですね、上手く使える既成市街地や、それから既成市街地以外のところで安全な市街地を作ることができるのならば、そちらの方を優先したりできると考えているところです。人口もこれからどんどん減っていきますし、それから様々な環境問題とかですね、それから財政の問題も考えますと、なるべくコンパクトな街を作ったほうがいい、ということが言われております。

もし、災害危険度が高いところから人がなるべく移ってですね、既成市街地、すでにできあがった市街地に移住することが可能であれば、つまり既成市街地に土地の余裕があって、あるいは再開発、再整備なども通じて、より高度に土地利用を展開することができるのならば、とりあえずということで集約型シナリオをより小さな範囲で街を作る、もっとぎゅっと集まったふうなんですけど、そういうことが可能かと思えます。

ただし、これは既成市街地に余裕がないとなかなかできないものですから、その余裕がない街については既成市街地の外に新しく市街地を作って、そこに移転するという含めたシナリオになると思えます。

そういうわけで、なるべく今ある土地自体と市街地のエリアよりもずっと小さいエリアでコンパクトな街を作っていく、という集約型シナリオ、それから市街地もいっぱいなので、新しく市街地を作ってそこに危ないところから移転していく、そういうシナリオがございまして、そして、そういった土地利用を転換できない地理的状況の自治体に関しては、土地利用としては現状維持に徹してなるべく、例えば津波から守るような施策を考えていく、こういう考え方になるかと思えます。

それをこう図化するとこのようになりまして、これは集約型シナリオでございまして。この赤いラインが、これは主に津波の被害を想定している区域のものなんですけど、とにかくここに津波が来てしまうので、この赤い部分が自治体の検討対象区域です。つまりこの赤く塗ったところですね、ここで何らかの対策を打っていきましょうということでございます。

その時に、この自治体の場合は既成市街地、このエリアですね、ここの駅の西のところはまだ少し土地利用に余裕があるということですので、その場合はこの緑のところを少し高密度化して、安全なところに多くの人々が居住できるように、そのために住居等の集約を行う。また、この公共施設もなるべく駅の近くにまとまるほうが便利ですので、そういう公共施設等の集約も図っていく。結果としてこの津波被害が起こる所の人口密度もどんどん減っていくわけですが、人が急に全部移っていくわけではありませぬので、きちっとここでは避難できる、地震等発生時も多くの方を、こういうような考え方で。

これは移転型シナリオでございまして、先ほどのシナリオのように既成市街地にちょっと余裕がない場合はですね、今の市街地を少し拡大する形で市街地を作って、安全な場所に街を作って、そこに住んでいただけるようにするという事です。結果として一部の方は既成市街地の中に残るかもしれませんが、新しい所に移ることもできます。

今は少し、説明を簡単にするために「移転する」という言葉を安易に使っておりますけれども、これは 50 年くらい先までかかってゆっくりとやっていくことですので、今住んでいる方に無理やり引っ越してというのではなくて、例えば、私家が新しくこの街の中を買おうかといった時に、その被害を想定する区域ではなくてより安全な所に新居が構えられるよう、都市計画を考える。

これは現状維持型シナリオでございまして、これは海が東側にあつて西側は丘陵地でなかなか開発できると思うかもしれませんが、一方で土砂災害が心配される所ですので、こういった所は安易に市街地を拡大することができません。その場合、しかも既成市街地の安全な所っていうのはかなり限られておりまして、そこを土地利用するにも限界がある。

そういった場合は、津波が来てしまう検討対象区域の中であっても居住区にすることは許容して、その代わり、避難ビル又は避難タワーの整備はもちろん、建築物の耐震化、耐浪構造化、免震等を行っていく。それから港湾施設も守っていかなければいけませんので、そういった対策も含めていく。こういうようなシナリオが考えられます。

以上で私の説明は終わるんですけども、なかなかこれを全部一般化していくのも難しく、あとは具体的に市町で、その市町の状況に応じてどのシナリオが一番近いのか、場合によっては、今 3 つシナリオを映しておりますけれども、いくつかのシナリオを上手く混合して、作る施策も含めて市町で地域と被害の状況から考えていく。

今回の指針はその手がかりになるような内容を市町の都市計画担当者、および、県としても都市マスタープランを担当していますので、その時の手がかりになるような指針をまとめさせていただいたところでありまして。以上で報告を終わります。

●議長

川口委員、村山委員、ご説明ありがとうございます。

ただいまの報告につきまして、ご質問はございませんでしょうか。

24 番、飯田委員、お願いします。

●24 番委員

私は町の議員で、海岸部の方の町の議員は心配するのはもちろん、町長さんなんかもそうですけれども、今のお話を聞いていると丘陵地帯の所とか高台がある所、安全な所の計画をこんなふうにしていったら良いじゃないか、というような話ですけれども、海岸部の海拔 0 メートルの開発というのは例えば、一番聞かせてほしいのは町として、この理想のお話は結構よろしいけれども、海岸部の話をもっとしっかりと聞かせてほしいなど、そういうふうに思います。その点、いかがなものかお聞きしたいと思います。

●議長

25 番、川口委員、ご説明いただけますか。

●25 番委員

私が都市計画に踏み込んでよいのか分かりませんが、今、村山先生もご説明になったようにですね、例えば、検討対象地域全体が浸水区域がかかっているだとか、優良な土地利用施策がない場合は、現実的な選択肢はそのまま使うしかしょうがない。

ただし、被害を低減する他の施策というのがあって、例えば同じ程度の津波を防御する設備を作れば良いわけじゃなくて、例えば土地利用の可能性もありますね。

あるいは建物自身、海岸部の建物自身の耐震化、耐浪化すること自体、被害を低減する

ということが現実解としてはあるのかな、というふうに思っています。それから遅めに見れば現行の一市町村のいわゆる先の話をして、本来、学問的にはあるかと、ただ現実的には市町村なりにあるわけで、そうならない施策を打つわけですからそれは合わせてもらいまして施策は、現実論としてはあるのかなあというふうに思ってます。それくらいでよろしいでしょうか。

●24 番委員

海岸部、その辺をやはりしっかりとした対策の話をしていただければ大変、私どもも今日の審議会でこのような都市政策で、津波対策っていうのをご説明いただいたということを含めて。ところが、丘陵地や安全な所で都市づくりの話をしているというか、そういうのですと町議会の方々にこの話を説明するにも説明しかねます。そういうことだけ申し上げます。

●議長

村山委員、お願いいたします。

●2 番委員

今日の先ほどの報告ではあまり詳しくは説明できなかったんですけども、ご指摘のような市町の場合というのは現状維持型シナリオでいくしかないので、その時どんな対策ができるかということについては初期から確認、整理しております。

例えば建築条例で建築構造を規定する、例えば津波浸水の想定がありますので、そこまでは鉄筋コンクリートで作るようにしたりですとかね。一階に居住していると被害が大きくなりますので、津波が、浸水がくる高さよりも上に住むような、そういう所に住宅を誘導するような土地利用建築施策を講じていきたいと思えます。

それから防災上重要な公共施設については嵩上げしたり耐震化、耐浪化するっていう、なるべく被害を低減するような施策というのは、現状シナリオのもとでもできるということで指針を整理しております。

なかなか高台に街を移転するという理想的な、現実に難しい自治体は現状維持シナリオでできるところまでやると、そこはメッセージの中でもできるだけ訴えたい。

●24 番委員

せっかく、良いお話聞かせてもらって反論するのはですね、現実的に海岸の町村はですね、非常に気にするわけです。ですからこのお話を聞いて、理解していない僕が聞いていて、こういうお話を聞いてこのような対策がありますよ、って言っても理解されないわけです。

もう高台が全然ないんですから、海拔も本当に0メートルの所がほとんど、多いんですが、その辺のお話をどのようにしたら良いか、おおもとを聞かせていただけたらと思えましたので、ちょっとその辺だけ意見だけ申し上げます。

●議長

ご意見をありがとうございます。それでは、今のお話を含めてですね、踏まえて小委員会で最終案の方向に向けて進めていただければと思います。

最後に、次回審議会についての連絡を事務局からお願いします。

●事務局

第180回の次回審議会の予定なんですが、お手元に記録をお願いしたいのですが、3月23日でご予定させていただこうと思います。会場のほうがここが取れませんでしたので、調整を予定しておりますが、よろしく申し上げます。

議案は3つです。本日、審議いただきましたような形で産業廃棄物の処理施設がひとつ、それから、道路、亀山市の道路の変更、そして本日議論いただきました審議案、都市計画

指針、地震・津波都市計画指針に関しまして最終案になるか調整中ですが、何とかお話させていただけたらなということで取り組んでいる 3 議案でございます。よろしく申し上げます。

●議長

ただいまの連絡事項につきまして、ご質問はございませんでしょうか。無いようですので、以上をもちまして議事を終了させていただきます。

●事務局

朝日議長、ありがとうございました。また、委員の皆さまにはご審議いただきましてまことにありがとうございました。これをもちまして、第 179 回都市計画審議会を終了いたします。

ありがとうございました。